

低未利用土地等確認書申請時提出書類等チェックシート

このチェックシートは、低未利用土地等確認書申請の際に提出する書類のチェック用です。申請書提出前に、ご自身でのチェック用としてご利用ください。

提出書類	チェック	確認事項
1. 低未利用土地等であることの確認(以下のすべての書類を提出すること)		
(1)低未利用土地等確認申請書 【別記様式①-1】	<input type="checkbox"/>	・当該地が都市計画区域内であるか確認します。 ・当該地の譲渡(売買)が適用期間(令和2年7月1日～令和10年12月31日)であるか確認します。
(2)売買契約書の写し	<input type="checkbox"/>	譲渡した者(売主)が個人であるか確認します。
	<input type="checkbox"/>	【令和5年1月1日以降の譲渡】 土地と建物の譲渡額の合計が800万円以下であるか確認します。 ※本市においては、所有者不明土地対策計画を策定したため、本市全域が譲渡価額上限800万円の適用対象 【令和4年12月31日以前の譲渡】 土地と建物等の譲渡額の合計が500万円以下であるか確認します。
(3)下記の書類のいずれか		
①空地・空家バンクへの登録が確認できる書類	<input type="checkbox"/>	本市が運営する空家・空地バンクに登録していたか確認します。
②宅地建物取引業者が、現況更地・空家・空き店舗である旨を表示した広告	<input type="checkbox"/>	宅地建物取引業者が、現況更地・空家・空き店舗である旨を表示した広告であるか確認します。
③電気・水道、又はガスの使用中止日が確認できる書類	<input type="checkbox"/>	電気・水道・ガスの使用中止日が譲渡(売買)契約よりも1カ月以上前であるか確認します。
④上記①～③の書類が提出できない場合(下記書類のいずれか)		
低未利用土地等の譲渡前の利用について【別記様式①-2】	<input type="checkbox"/>	宅地建物取引業者が低未利用土地等であると証しているか確認します。 ※譲渡(売買)前の用途が「コインパーキング」の場合、譲渡(売買)後に建物等を建てれば低未利用土地に該当する。
その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類	<input type="checkbox"/>	2方向以上からの写真(カラー)と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより確認します。
※農地の場合	<input type="checkbox"/>	農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する遊休農地であるか確認します。

2. 譲渡後の利用についての確認(以下いずれかの書類を提出すること)

<p>(1)低未利用土地等の譲渡後の利用について【別記様式②-1】</p> <p>※宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合 ※仲介した宅地建物取引業者が記入、買主による記名あり</p>	<input type="checkbox"/>	<p>提出する別記様式について、必要事項がすべて記入されているか確認します。</p>
<p>(2)低未利用土地等の譲渡後の利用について【別記様式②-2】</p> <p>※宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合 ※買主が記入</p>	<input type="checkbox"/>	<p>※譲渡(売買)後の利用・用途について、都市計画法や建築基準法等を遵守する以外の要件はないが、低未利用土地等のままとなっていた場合は、本特例措置の対象にはならない。</p> <p>※譲渡(売買)後の土地利用が駐車場(コインパーキングを含む)、資材置き場は対象外。</p>
<p>(3)低未利用土地等の譲渡後の利用について【別記様式③】</p> <p>※宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合 ※宅地建物取引業者が記入</p>	<input type="checkbox"/>	

3. その他の要件の確認等(以下のすべての書類を提出すること)

<p>申請のあった土地等に係る登記事項証明書 (原則コピー不可)</p>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡(売買)契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えているか確認します。 ・申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無を確認します。 ・分筆された土地等の場合、低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無を確認します。
<p>2方向以上からの写真(カラー)</p> <p>※低未利用土地等の確認書類中その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類として写真を提出する場合は不要</p>	<input type="checkbox"/>	<p>当該地の現況用途を確認します。</p>

留意事項

- 1.申請者が2名以上の場合、申請書は「申請者ごと」に作成してください。
- 2.上記の必要書類は、原則コピー不可のもの以外はコピーで提出されてかまいません。
なお、申請者が複数いる場合であって、窓口申請者全員分を一括で申請する場合に限り、原則コピー不可の書類を申請者1人分は原本、他の申請者分をコピーで提出することができます。郵送で申請する場合も前記に準じます。

申請先：牛久市 建設部 空家対策課（分庁舎1階）
 電話：029-873-2111 F A X：029-872-2955
 e-mail：akiya@city.ushiku.ibaraki.jp
 所在地：〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1